

関市議会 文教経済委員会 行政視察報告書

- 1 視察日程 令和6年10月28日（月）～10月29日（火）（2日間）
- 2 視察事項 新潟県糸魚川市 ○放課後児童クラブの民間委託について
長野県下伊那郡売木村 ○SS過疎地対策について
- 3 参加者
- | | | |
|------|----|------------|
| 委員長 | 林 | 裕之 |
| 副委員長 | 長瀬 | 敦久 |
| 委員 | 浅野 | 典之 |
| 委員 | 市川 | 隆也 |
| 委員 | 猿渡 | 直樹 |
| 委員 | 安達 | 克也 |
| 委員 | 川合 | 治義 |
| 随 行 | 後藤 | 章 仁（議会事務局） |

視察No. 1 放課後児童クラブの民間委託について

訪問日時 令和6年10月28日（月） 13時30分～15時00分

訪問先 所在地 新潟県糸魚川市一の宮1-2-5
名称 糸魚川市役所
担当部署 教育委員会 こども課

説明内容（概要）

糸魚川市は、新潟県最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と隣接し、人口約38,000人の市である。市内には、2つの国立公園（妙高戸隠連山、中部山岳）と3つの県立公園（久比岐、白馬山麓、親不知子不知）があり、その豊かな自然で訪れた人を圧倒し魅了している。さらに平成21年8月22日には「糸魚川ジオパーク」が日本初の世界ジオパークに認定された。また、平成27年3月14日には北陸新幹線糸魚川駅が開業し、首都圏や北陸方面からのアクセスが良好になっている。

糸魚川市内では放課後児童クラブ（関市においては留守家庭児童教室）が9箇所運営されており、全箇所が民間委託により運営されている。その事業概要は以下のとおりである。

●民間委託に至るまでの経緯

糸魚川市では、放課後児童クラブ事業において、①恒常的な支援員（補助員）の不足による勤務者への負担増や運営が困難となる恐れ、②支援員（補助員）の高齢化、③児童の多様性に対応するため専門知識や経験を持つ支援員が必要になってきたことが課題となっており、平成27年頃から民間委託の可能性を検討し、令和2年度から運営について民間委託とした。

○民間委託前（令和元年度）の状況

- ①開設時間 【平日】 14：00～18：00
【土曜・夏休み等】 8：00～18：00
【早朝・延長】 早朝7：30～8：00、延長18：00～18：30
※延長は9箇所中3箇所のみ

- ②利用料金 月額6,000円（日額600円）
夏休み中は月額8,000円（日額800円）
早朝・延長については各1回100円

③運営状況

	定員	登録者数	日平均 利用者数	支援員（補助員）数 【シフト制勤務】
A	35	26	10	3（常時2）
B	38	40	17	3（常時2）
C	40	74	22	4（常時3）

D	40	43	7	3（常時2）
E	40	68	30	4（常時3）
F	40	107	38	5（常時4）
G	35	43	16	3（常時2）
H	30	51	13	3（常時2）
I	36	31	10	3（常時2）
合計	334	483	163	31（常時22）

○民間委託にしたことによるメリット

①担当職員の負担軽減

- ・保護者対応も含めた、事故やトラブル等の委託先による一次的な対応
- ・従事する職員の管理
柔軟な人材確保（チラシの広域配布による募集者増など）による
人員不足の解消や若い職員の配置
従事する職員からの相談や苦情処理など

②サービスの向上

- ・以前は3箇所のみで実施していた開設時間の延長を全9室で実施可能とした
- ・高い専門性を有した統括職員が配置されることにより、職員の資質が向上
- ・指導プログラムの統一化
直営で運営していた時には従事職員の考えがダイレクトに反映され、指導
内容がまちまちであり現場のコントロールが困難であったが、民間委託に
より均一化が図られた。
- ・利用者満足度の向上

アンケート時期		満足	普通 どちらとも言えない	不満
委託前（H29）		63.5%	28.1%	5.6%
委託後	（R2）	85.2%	11.5%	2.5%
	（R3）	90.6%	6.6%	2.2%
	（R4）	88.9%	8.9%	0.5%

③従事職員の処遇改善

- ・時間単価の上昇（約100円/時間）

④行政改革の実践

- ・民間委託の好事例となった

委託後の経費（参考）

当初の契約	約168,668千円（R2～R4の3年間）	56,222千円/年
現在の契約	約306,000千円（R5～R9の5年間）	61,200千円/年

主な質疑応答

【糸魚川市への質問】

質問 民間委託になり保護者の利用料が変わったか。

回答 変わらない。

質問 出退勤管理や人事考課はどのように行われているのか。

回答 事業者に任せているので、市では把握していない。

質問 児童クラブ室の運営上で学校施設を使用している場合の学校との調整はどのようにしているのか。

回答 原則学校の管理する職員と児童クラブの職員で直接協議をしている。市の職員が出向いて対応することもある。

質問 各児童クラブ室での備品の管理や修繕・買い替えはどのように行っているのか。

回答 基本的には施設の日常的な管理は事業者に任せている。備品については必要性を考慮し市で予算化し購入する。

質問 利用児童の利用審査はどのように行われているか。また、どのような判断基準に基づき利用決定されているか。

回答 就労証明書の提出により学童保育の必要性を判断している。

質問 月々のおやつ代・保険料・教材費はいくらか。

回答 利用料に実費相当分が含まれている。

質問 利用料の徴収方法は。

回答 口座振替か納付書での納付としている。

質問 物価高騰によりおやつの量を減らさなければならないといった心配がないか。公費で賄うのか。

回答 おやつ代を含んで委託料として契約している。事業者の方からおやつの購入費が不足するといった話が出れば協議することになる。量を減らすか、単価を下げるといった対応も考えられる。

質問 移行時に元々在籍していた支援員はどうなったか。

回答 基本的には事業者も在籍している支援員はそのままいてもらった方が助かるということであり、市からもそのまま事業者の従業員に移れるという案内をしたが、2割ぐらいいは移らなかった。

質問 全9室の延長が午後6時30分までとなった経緯は。また、午後6時30分まで利用される方の割合は。

回答 委託をしないと全9室の延長は実現できないと考えており、サービス向上の

ため、民間委託後すべての教室の延長が実現された。延長の利用者数は把握していないが、30分の延長が保護者の安心感につながると考えている。

質問 民間委託前は市の担当職員が支援員の相談等を受けていたとのことだが、何時ぐらいまで対応していたか。また、委託後どう変わったか。

回答 内容にもよるが、午後8時ぐらいまで対応することもあった。委託後は事業者の統括職員が一義対応し、それでも解決しない場合はこども課に来るといった形になっている。

質問 委託前の状況において担当職員の勤務時間をシフトするといった考えは無かったのか。

回答 支援員の相談内容も深刻なものから、他愛のないものまで様々であり、勤務体制を変更してまでの対応はしなかった。

質問 事業者は糸魚川市内に事務所を設置しているか。

回答 事務所は設置されている。委託先の事業者は学童保育だけでなく、その他の市の事業の受託もしている。

質問 事務所を置くことは仕様書に要件として示されたか。

回答 要件としては示していなかった。

質問 委託すると事業が丸投げになってしまう恐れがあるが、委託事業者とこども課との年間を通じたチェック、報告、打合せといったものはどのような形でやっているか。

回答 定期的に協議の場を設けていない。事案が生じた時には事業者から説明に来たり、こども課から指示を出すことなどにより十分対応できている。利用日数を元に利用料の計算をするので、必ず月初めに利用日数が書類により報告されるので、その際に軽く話をする。各クラブの日誌も月末締めでこども課に提出されるのでこども課で確認ができるようになっている。年度末には業務完了報告書が提出される。

質問 支援員の定年は設けているか。

回答 市の会計年度職員は65歳までと定めていたが、人員不足によりどんどん伸びていって、年齢にかかわらずしっかりしていれば採用するといった形になっている。

質問 関市では学校の校舎内、プレハブの建物、常設の建物といった施設を使用して事業実施しているが、糸魚川市ではこういった形態か。

回答 9箇所のうち7箇所が学校の校舎内の空き教室を使用して運営している。1箇所は学校内の専用の教室にて運営している。残りの1箇所は学校の敷地内にある地区公民館の中で部屋を借用して運営している。

- 質問 各クラブ室のリーダー的な支援員はいるのか。関市の仕様書では児童数が20人以下の場合は2人以上、21人以上40人以下は3人以上、41人以上は4人とし、10人増えるごとに補助員1人といった細かい設定があるが、糸魚川市ではどのような職員配置体制か。
- 回答 仕様書で統括支援員を責任者として配置することを定めている。各クラブ室の職員配置は国の基準に基づくが、基本2人以上の配置として受託者が安全に配慮し、必要に応じ配置している。こども課から配置職員数を指示することはない。
- 質問 民間委託することにより教員の関心が薄くなってしまうという懸念があるが糸魚川市ではどうか。
- 回答 糸魚川市ではこども課が福祉事務所で行っているような児童手当や子育て支援の部門を所管している。委託前は年に数回こども課と学校職員で連絡会を設けていた。委託後はこの連絡会は無くなり、こども課が関与することはない、クラブ室によっては学校と協議の場を設けているところもあるようだが、問題が起きた際にはこども課も関わっていくよう考えている。
- 質問 支援員の資質の向上に関しては委託前と比べてどう変化したか。
- 回答 一例ではあるが、児童の多様性への対応として委託前は支援員から人員増の要望があったが増やすことは困難であった。委託後の現在は、発達支援を専門に取り扱っている担当者もいると聞いており会社の中で消化されている。この状況の中で支援員の資質も向上していっていると認識している。
- 質問 アンケートによると委託後は満足度が飛躍的に上がっているが、どういう部分で満足度が上がったのか。
- 回答 若い支援員が配置されたことで一緒に遊んでもらえるといった改善が図られたことが一因としてあると思われる。保護者からも子どもが楽しんでクラブ室に行くようになったとの意見もあった。
- 質問 委託前の8割が委託後の事業者の従業員に移行したとのことだが、移行した職員が研修などにより資質が向上したのか。
- 回答 私見ではあるが、委託前は支援員が一市民としての権利意識がある中で職務に従事していたのが、民間事業に雇用される一従業員になったことにより意識が変わったのではないかと認識している。
- 質問 委託前に配置職員数の基準はあったのか。
- 回答 最低2人以上の配置としていたが、支援員の状況や配慮が必要な児童により配置しており、統一的な基準はなかった。
- 質問 現在の従事する職員の時間単価は一律か。また、金額はいくらか。
- 回答 委託前は有資格者か無資格者によって単価が変わっていた。有資格者が900数十円、無資格者が820円程度であったと思う。令和2年度の当初の委

託時には事業者から移行する職員には、有資格者、無資格者それぞれ100円ほどのプラスで提示された。現在いくらになっているかは把握していない。

質問 施設の面積基準はあるのか。

回答 1人あたり1.65㎡の基準があり、その基準は満たしている。不足する場合は学校と交渉し別室を借りるなどして児童が安全に過ごせるよう対応している。

質問 夏休みに体育館や運動場を利用することは可能か。

回答 委託する以前から学校に依頼し、体育館・運動場の利用はある。また、夏休みのプール利用もある。

質問 糸魚川市では教養を身につけるとか、学習プログラムに従ってやっていくとあるが、利用する児童は享受できるが利用しない児童はこれを享受することができないといったことに対する考えは。

回答 不公平になる恐れがあり、特殊化するというのはよくないという認識がある。ただ、保護者からは宿題だけはやらせてほしいといった要望があり、宿題をやる時間を設けている。また、インターネットによる英語のプログラムなどが事業者から提供されていたりする。

質問 多動性や発達障がいのある児童に対する加配対応などは。

回答 民間委託後、入学前に配慮が必要な児童のクラブ室の利用が見込まれ、事業者と協議したことがあったが、委託料の変更等無く対応されたという例がある。今のところ契約の範囲内で運営されている。

質問 配慮が必要な児童の受入に関しての判断はどこで行われるか。

回答 最終的な判断はこども課が行うこととなるが、現場が受入可能かどうかは前提であるので、現場の担当職員と話をして決定された。

質問 委託前の令和元年5月末の定員や登録者数、日平均の利用者数を示してもらったが、現在はどのような状況か。また、利用可能な学年は。

回答 登録者数は550人いるが、日平均の利用者数は令和元年と比べそれほど変わっていない。6年生まで利用可能。

調査結果のまとめ

- ・今回の業務委託をしている糸魚川市では、業務委託によって、諸課題が改善されていることが理解できた。関市においてそのまま活用できるかどうかは定かではないが、糸魚川市と業者との間には信頼関係が構築されているように感じた。
担当部署（担当者）と業者との意思疎通や信頼関係が大切であると思う。
- ・業者に任せて業務の削減になっている。民間のノウハウを取り入れることでサービスの向上につながるが、内容等、業者に業務を任せきり、という印象を受けた。
教養、学習プログラムの提供をしており、放課後児童クラブに行っていない子どもとの差がある。会社のプログラムにあるため、ということがどこまで適切かが課題と感じた。
- ・総じて、民間委託について好印象であったが、民間委託により行政の関与が薄くなり業者任せになっている点は気がかりである。
子育てに関する事業は、民間委託のメリットは活かしつつも、子ども家庭課の充実強化が必要であると感じた。
- ・直営での課題は、職員の管理であり、支援員の高齢化による。60歳以上が13人と若手が確保できず、児童の多様性（障がい児童）等への対応が難しくなってきたおり、関市と同様の課題である。
指導者の確保については安定した。若い世代の採用ができ、子どもたちが喜んでいいる。関市でも期待できると実感している。
更には児童クラブ室の運営方法や保育のカリキュラムについても均一化が図られたとのこと。保護者からの要望にも応えられる。
指導者の出退勤の管理や利用児童の審査も民間委託により、市の職員の事務作業の負担が減ったことがうかがえる。また児童の保護者からの相談や苦情等についても民間委託の専門の職員が対応していることが、市職員にとっても精神的にも負担が減っていることを実感させられる。
関市では、4校で試験的に民間委託を導入されるが、メリットが多いと期待されるので注視していきたい。
- ・糸魚川市では民間事業者に放課後児童クラブ（関市の留守家庭児童教室と同様）の管理運営を全面委託しており、その実情を知ることができた。民間委託により解決された課題として以下の点が印象に残った。
 - (1) 担当職員の負担が軽減された
 - (2) 指導員の待遇は良くなったと思うが市は具体的に把握していない
 - (3) 民間委託により経費は増となった
 - (4) 利用者には好評で満足度は高い
関市においては、留守家庭児童教室の管理運営について一部民間委託を始めようとしているが、糸魚川市の例を参考に、今後の課題を明確にしていく必要があると考える。

- ・ 民間移行前の開設時間のうち、終了が18時であったものが委託後には18時30分となって保護者のお迎えに余裕ができ喜ばれているとの説明があった。関市ではすでに19時までとなっているが、さらに延長する必要はないのか調査すべきと考える。
- ・ 関市の来年度から委託する留守家庭児童教室の業務についても、4箇所すべての利用者満足度の委託前後の公正な調査が求められると思う。その際には特に回答の理由が客観的に分かる調査として欲しい。



写真1：こども課の説明を受ける様子



写真2：糸魚川市役所前での集合写真

視察No.2 S S 過疎地対策について

訪問日時 令和6年10月29日（火） 13時30分 ～ 15時00分

訪問先	所在地	長野県下伊那郡売木村968-1
	名称	売木村役場
	担当部署	総務課（担当者：副村長）

説明内容（概要）

売木村は長野県の南端の村であり、愛知県茶臼山北麓に位置している。4つの峠に囲まれた小さな盆地で村の面積の88%を森林が占めている。人口は約500人でうち移住者が4割を占め、面積43.43km²の村である。

売木村では、村内唯一のS Sの閉鎖が危ぶまれる中、住民・行政が主体となりS Sを存続させるべく取組を行い、現在では地上式タンクを使用しS Sの運営を行っている。

売木村におけるS S過疎地対策についての取組概要は、以下のとおりである。

●燃料供給体制維持の経緯

1 村内唯一のS Sの閉鎖

売木村では村内唯一のS Sが、平成26年に従業員の高齢化、地下給油タンクの使用期限を理由に、灯油以外の販売を止め、閉鎖の意思を表明した。

2 住民・行政が主体となったS Sの運営維持とタンク使用期限延長

平成27年、村内関係者による協議の結果、売木村観光協会及び村民有志による「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぐとともに、村による運営補助、精密油面計の設置によるタンク使用期限の延長により、営業を継続することとなった。

3 S Sを取り巻く環境の変化と現状の運営形態の限界

平成27年以降「ガソリンスタンドを残す会」により営業が継続されたが、今後も人口減少が見通される中での自立的な経営は難しく、村からの補助金で運営が維持できている状況であり、また、延命によるタンク使用期限（令和5年）が近づいてきており、現状による運営体制の維持は限界となった。

4 新たな燃料供給体制維持方策の構築

こうした現状を踏まえ、平成30年度に経済産業省の補助金を活用してS S過疎地対策計画を策定し、以下の方針のもと、S S維持に向けた計画を位置付けた。

- ・地下タンクに代わる、地上タンクの導入
- ・従業員不足を補うための、周辺販売施設スタッフの兼業・兼務によるS S運営
- ・これらによる(村からの援助を前提としない)自立的な運営(ローコスト運営)の実現

5 コンテナ型給油所(地上タンク)の設置

経済産業省資源エネルギー庁のSS過疎地対策事業でコンテナ型地上タンク給油所の研究開発に手を挙げた事業者が実証実験の候補地を探していたところ、売木村が名乗り出たことで話がまとまり、当該事業者にて新設備SSの建設とコンテナの設置に至った。15年間は当該事業者から売木村に無償貸与されることで令和2年4月27日より運営を開始している。

●設置したコンテナ型地上タンク給油所の概要

1 施設の概要

【運営団体名】 うるぎむらガソリンスタンドを残す会

【給油取扱所名】 うるぎ 600 道の駅前 PS（ポータブルステーション）

2 タンクの寸法・油種・容量

20フィートコンテナの寸法(自動車燃料用)

コンテナ寸法			油種・タンク容量		
幅	奥行	高さ	レギュラー ガソリン	ハイオク ガソリン	軽油
6.06m	2.44m	2.90m	9,000 L	3,500 L	5,300 L

10フィートコンテナの寸法(灯油用)

コンテナ寸法			油種・タンク容量
幅	奥行	高さ	灯油
2.99m	2.44m	2.90m	8,100 L

3 設備

- ・VLD(漏洩検知装置)※1・油面計・放爆ディスク
- ・片面3本ノズルマルチ計量機・灯油用シングル計量機
- ・泡消火設備・50型消火器・ABC消火器
- ・監視カメラ・放送設備
- ・避雷針
- ・発電機
- ・スタッフ待機所

※1 燃料の漏れが発生する前に安全に検知し、欧州で最も環境に影響が少ない漏洩検知方法として認められている。

4 メリット

- ・災害時など緊急時のBCP対策への活用も可能となっている。
- ・タンク配管などコンテナ内で完結しており、大掛かりな工事なしで設置が可能。

主な質疑応答

- 質問 S S 過疎地対策は人口減少に対応するための措置であると思うが、その他のインフラ整備の課題は何か。
- 回答 売木村は冬期間、道路の積雪と凍結により観光客がほとんど来ないのが現状である。このため国道 4 1 8 号線の平谷村と売木村境をトンネル化することによる交通の安全性・利便性の向上を国・県に対し要望している。
- 質問 村からの補助金は継続されているか。
- 回答 毎年 2 1 0 万円を補助している。
- 質問 地上設置型設備の耐用年数は。また、設備の安全性についての保障はあるか。
- 回答 日本では実証実験の段階なので明確な回答はできないが、ヨーロッパでは 3 0 年を超えて使用されているので通常の地下タンクと変わらないと考えられる。
- 質問 地下型と地上型の設置コストの差は(それぞれ耐用年数が違う事も考慮して)。
- 回答 ハード的な部分については地下のものより高いがトータルで土間の工事であるとか将来使用後に土地を復旧させるといったコストを加えるとほぼ同等と考えられる。単純な設置コストについては地下のものより少し高いといった程度である。
- 質問 道の駅の業務と兼務しているとの事であるが、道の駅の運営主体は。
- 回答 当初計画では道の駅の業務と兼務するといった話も出たが兼務していない。道の駅の駅長は村長であり、総合観光案内と直売部門は村で運営しており、食堂は業務委託している。他に漬物製造、パン製造等の施設を民間業者に貸付している。
- 質問 『ガソリンスタンドを残す会』が現在果たしている役割は。
- 回答 高齢者にとっては必要な施設であり、農業を営んでいる人にとってはトラクター等の燃料が必要、冬場は風呂をボイラーで沸かすので、様々な需要に対応しており、果たす役割は重要であると考えている。
- 質問 現 S S の地域住民の利用状況は。
- 回答 平日は平均 2 0 人程度の利用。土日については、冬場を除き村民より村外の方の利用が多い。
- 質問 S S 運営費のうち村からの財政的支援の割合はどのぐらいか。
- 回答 経費の 1 8 % 程度を補助金で賄っている。
- 質問 地域おこし協力隊はこの件で何か役割を果たしているか。
- 回答 S S の運営については地域おこし協力隊の関与は無い。地域おこし協力隊や

集落支援員、プロジェクトマネージャー地域活性化起業人といった様々な総務省の制度をフル活用している。地域おこし協力隊だけでも累計40人程度受け入れてきた。村への定着率が高く60%ぐらいの方が移住されて頑張ってくれている。

質問 補助金が18%ということだが、採算性は。

回答 人口が少ないこともあり、採算的にはギリギリの状態である。

質問 SSの場所を変えたと聞いているが、場所を移動した効果はあったか。

回答 村外の方の利用、特にバイクの方の利用が増加した。名古屋市や浜松市の方が多い。

質問 補助金は補助金要綱により固定の額を交付しているのか、または赤字補填的なものなのか。

回答 赤字補填として交付している。また、SSの敷地は民有地の借地であり、その地代を村が支払いしている。その他にスタンドの償却資産の固定資産税を村が負担している。

質問 15年の無償貸与期間が終了した後はどうなるのか。

回答 事業者の方針として15年が経過した段階で、メンテナンス等を実施したうえで村に譲渡するという形をとる。

質問 経済産業省は地下タンク型給油所の実証実験の候補地は他にも探しているのか。

回答 実証実験は今回で完結しているので、今後は使えない。SS過疎地対策計画書策定に対し上限1,000万円と、SSの建設・改装に対して上限1億円の補助制度がある。補助率は過疎地域であれば3/4である。しかしながら補助対象範囲が狭いので、コンクリート塀といった設備が対象にならない。過疎債の方が対象範囲が広く申請のハードルも低いと考えられる。また消防法への対応について、一度廃業してしまうと再開時には消防法上新規の施設として許認可を受けることになるので、休業からの再開の方が再開時の負担が少ないと考えられる。

質問 タンクはドイツ製と聞いたが、ドイツ以外にも製造しているところはあるか。

回答 世界で数社製造していると聞いている。

質問 タンクへの燃料の充填は月に何回ぐらい行われるか。

回答 月に2、3回行っている。

質問 人口減や電気自動車の普及などにより今後需要が減ることも考えられるが、今後の見通しなどはあるか。

回答 需要の減少は考えられるが、全く無くなることはないと思われる。施設を需

要に合わせたコンパクトなものに変えていくよりも、現状は規制によりセルフ化ができないが、規制の緩和によりセルフ化していくことの方が有効であると考えられる。また、コンパクトにしたから安くなるというわけでもなく、現在設置のサイズは運用において効率が良いと考えられる。

質問 村外への買い物の際に車のガソリンを入れたり、他の安価なスタンドで給油する方もいるのでは。

回答 いる。若い方は特にその傾向が強いと思われる。

質問 タンクは事業者からの無償貸与ということだが、運営はガソリンスタンドを残す会が行っている。契約はどのようなになっているのか。

回答 建物・設備について事業者と村との契約、使用については事業者と村とガソリンスタンドを残す会の3者で委託契約を行っている。将来譲渡を受けた際には設置条例を制定し指定管理とする。

質問 今回のタンクはドイツ製とのことだが、事業者が自社で製造を行うことを考えているか。

回答 タンクには特許事項が多く、製造業者との契約上において自社で製造することは考えていない。

質問 村民のスタンド利用促進のための助成券などを発行する考えはあるか。

回答 今のところ考えていないが、福祉商品券という用途を限定した制度により利用促進を行っている。

調査結果のまとめ

- ・まだまだ設置事例の無い、本当の意味での先進事例であり実証実験の段階であることから、今後の成り行きを見守る必要もあるのではないかと。
今後設置箇所が増え、設置コストの下落があれば様々な対応方法が出てくるのではないかと思う。
- ・現在のSSを廃業すると、手続きを最初からしなければならない。早い結論が必要。
関市において、人口減少と高齢化、および電気自動車等の普及によって、燃料の使用量の減少が見込まれるが、搬入の最小単位2KLを今後使い切れるか。
ある程度の期間、そして利用者のめどがあるのか、調査を必要とする。
- ・武儀・上之保地域のSS対策については、売木村のような経済産業省の補助金による実証実験の実施は制度がなくなり困難であるため、SS過疎地対策計画書を策定し、同省の補助事業の採択を受け早期に実施する必要がある。
事業実施については、距離的制限もあり補助事業の採択は難しいと思われるが、過疎債活用可能事業であるとのことなので、事業実施は可能であると感じた。

経費をかけないためには、既存のＳＳ事業者の土地、建物の賃貸、購入という方法も検討すべきと考える。

また、事業を進めていく体制をどうしていくかの検討を早急にする必要性を強く感じた。

- ・地上設置型のＳＳを視察したが、耐用年数は地下式とほぼ同様で、地震等での災害に対しては設備の安全性は高いと評価されている。今後国内の需要が高まり、国内で製造し設置できるようになればコストが下がり有効と考えられる。

国による過疎対策として、「地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費」では、自治体によるＳＳ承継事業等に向けた取組の支援に、ＳＳ過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費に対する支援、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくＳＳの設計整備・撤去費用等に対する支援という内容がある。今後も経済産業省の事業を注視して活用していく。

- ・よい時期に決断をし、危機感をもって実施まで前進した。
１０年、２０年後に人口減少が更にすすんだ後、補助金制度を含めてどうなっていくのが課題。

- ・「うるぎ６００道の駅前ＰＳ」において施設を視察し、事業の経緯を聞いた。村のガソリンスタンドを残したいという熱意と行政の協働の取組の実際を知ることができて有意義であった。武儀地域で地域内唯一のＳＳ廃業が予定されているが、今後、この傾向は市内でさらに起こりうることである。今後の行政の取組の参考にしたい。人口減少が続く売木村ではあるが、住民の４割が移住者ということに大変おどろいた。地域おこし協力隊事業をはじめ、あらゆる手立てをとって人口増と地域の活性化を図る取組には学ぶところが多いと思う。特に行政職員と住民の近さが感じられた点が印象深い。ＳＳをはじめ過疎対策では、住民との協力・協働が極めて重要であることを改めて感じた。

今回の視察で各委員がそれぞれの知見を活かした質問をしてそれぞれの認識が深まったと感じた。この視察の成果をもとに委員会として「ＳＳ過疎地対策」について当局へ提言をしていきたいと思います。

下之保のＳＳ事業者は来年４月２０日をもって『廃業』となるが、一旦廃業してしまい、新規にＳＳを始めるとなると０からの出発となって大変なコストと労力が必要である。実質廃業でも便宜的に『休業』として、事業の継承の形で再スタートするのが得策となることを聞いたのも収穫である。当局の担当部署に特に学んでほしいことである。



写真1：スタンドにて事業者の説明を受ける様子



写真2：スタンドでの集合写真

(売木村副村長（中央）、「ガソリンスタンドを残す会」の所長（右端）)